

社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また、評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員ならびに第三者委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事（但し、理事長は除く）及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）※税別	実費弁償費（日額）
理事会出席報酬等	6,000円	支給しない

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）※税別	実費弁償費（日額）
評議員会出席報酬等	8,000円	支給しない

(評議員選任・解任委員会ならびに第三者委員会の出席手当等)

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、また、第三者委員が第三者委員会又は苦情処理報告会等に出席したときは、役員（理事・監事）の税抜き出席報酬と同額を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会の日及びそれ以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を

支払うことができる。

- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、出張旅費規程に定められた金額を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、事前に概算額を支払い、出張終了後精算するものとする。

(業務役員)

第6条 施設の職員が役員等の任にある場合には、この規程は適用しない。

附則

この規程は、2017（平成29）年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2018（平成30）年3月1日より改正施行し、2017（平成29）年4月1日に遡って適用する。

附則

この規程は、2018（平成30）年10月1日より改正施行する。

附則

この規程は、2021（令和3）年1月1日より改正施行する。

別表1

名 称	報酬(日額)	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(日額)	15,000円 ※税込 (月額15万円以内)	支給しない	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	理事会及び評議員会出席 報酬と同額を支給する ※税別	支給しない	
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円 ※税別	支給しない	
監事監査指導以外の報酬等(日額)	理事会出席報酬と 同額を支給する ※税別	支給しない	
評議員選任・解任委員ならびに 第三者委員手当等(日額)	役員(理事・監事)の理事会出席 に係る税抜報酬の手取り額と同額 の金額を支払う	支給しない	

附則 この規程は2017(平成29)年4月1日より施行する。

附則 この規程は2018(平成30)年3月1日より改正施行し、2017(平成29)年に
2017(平成29)年4月1日に遡って適用する。

附則 この規程は2018(平成30)年10月1日より改正施行する。

附則 この規程は2021(令和3)年1月1日より改正施行する。

社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団
非常勤理事長の退職金及び功労金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、非常勤理事長の退任に伴う退職金及び功労金（以下「退職金」という。）の支給に関し、その基準を定めることを目的とする。

(支給額の決定)

第2条 非常勤理事長に対する退職金の支給額は、第4条の算定基準により算定した額を参考として理事会で決定するものとし、その額は、退職金として支給される額の範囲内とする。

(退職金の性格)

第3条 非常勤理事長に対する退職金及び功労金の性格は、次のとおり。

- (1) 非常勤理事長として長年に渡り法人を運営したことによるもの。
- (2) 非常勤理事長として顕著な功績を残しその功を讃えるためのもの。

(算定方法)

第4条 前条の退職金及び功労金の算定基準は、次の方法により算定する。なお、報酬月額
は、平均値を算出し決定するものとする。

$$(\text{報酬月額}) \times (\text{在任年数}) \times (\text{係数})$$

(在職年数)

第5条 前条の在職年数の算定については、6ヶ月以上は1年とし、6ヶ月未満は切り捨てるものとする。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

支給区分	役員区分	係数
退職金及び功労金	非常勤理事長	2.00～3.40

(注) 退職金の算定基準は、社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団 役員等報酬規程に定める報酬（日額）とし、その額は、在任中の役員報酬の額を基準とする。ただし、退職金の総額は500万円を上限とする。

2021年度の役員報酬の年間支給限度額について

《2021（令和3）年度における年間支給限度額》

評議員会の決議に基づく、役員（理事・監事）の
年間報酬総額は、年間250万円以内とする。

2021（令和3）年4月1日

社会福祉法人 琉球キリスト教奉仕団

理事長 浜端 宏次

